愛知県地域防災計画(地震災害対策計画)

新 旧 対 照 表 (案)

頁		現行(平成 24 年 6 月修正)		改 正 案	改正理由			
	第1編 総則		第1編 総則					
	第1章 計画の	目的・方針	第1章 計画の)目的・方針				
	第2節 計画の	性格及び基本方針	第2節 計画の	性格及び基本方針				
1	1 地域防災計	画 地震災害対策計画	1 地域防災計	画 地震災害対策計画	対策の整備			
	(追加)		(2) この計画					
			<u>政策、方針</u>	政策、方針決定過程をはじめとする様々な場面における女性や高齢				
			者、障害者を	者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取				
			<u>り入れた防</u>	災体制を確立するよう努めるものとする。				
	(<u>2</u>)~(<u>3</u>) (略	})	(<u>3</u>)~(<u>4</u>) (略	3)				
	公子 沈宇 哲	a co	第 2 亲 劝字想	3.00 M	子の思う地震が安			
	第3章 被害想	RE	■第3章 被害想	RE .	愛知県の地震被害			
11	(追加)		第3節)とおり追加する。)	予測調査の検討状 況の参考追記			
			(貝科3別紙V.	<u> 7とのソル川96。)</u>	沈の参与追記			
	 第4章 各機関	の処理すべき事務又は業務の大綱	┃ ┃ 第 4 章 各機関					
		· べき事務又は業務の大綱	第2節 処理す					
	1 県		1 県					
13	県	(26) <u>愛知県</u> 名古屋飛行場の施設に係る防災対策を実	県	(26) 名古屋飛行場の施設に係る防災対策を実施する。	表記の整理			
		施する。						
	3 指定地方行		3 指定地方行					
15	東海財務局	(6)防災のため必要があると認められるときは、管理	東海財務局	(6) <u>災害等緊急時に応急措置等</u> のため必要があると認	表記の整理			
		する国有財産について、関係法令等の定めるとこ		められるときは、管理する国有財産について、関				
		ろにより、無償貸付等の措置を適切に行う。		係法令等の定めるところにより、無償貸付等の措				
1.0	+\frac{1}{2}	() \$ 10.		置を適切に行う。	分笠の軟件			
16	東海農政局	(追加)	東海農政局	(12) 必要に応じ職員を派遣し、食料供給活動を支援	対策の整備			
	<u> </u> 中部経済産	/ 2 / 沖巛抽ばにもいて必要しそれて巛字社で拠次/ 生	 中部経済産	する。	対策の整理			
	中部経済産 業局	() /		(3)災害対応物資の円滑な供給の確保のため、関係機関から情報を収集するとともに、必要に応じて、経	が水の走柱			
	耒 厄 	活必需品、災害復旧資材等)の適正価格による円滑	業局	関から情報を収集するとともに、必要に応じて、経済産業少関係が累上関係機関との連絡を開発すること				
18	 東海総合通	な供給を確保するため必要な指導を行う。	┃ ┃ 東海総合通	済産業省関係部署と関係機関との連絡調整を行う。	対策の整理			
10		(6)通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共		(6)通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共	が水の正性			
I	信局	団体へ <u>の</u> 衛星携帯電話等の貸与を行う。	信局	団体 <u>等</u> へ衛星携帯電話等の <u>災害対策用移動通信機</u>				

頁		現行(平成 24 年 6 月修正)		改正理由	
	中部地方整	(1)災害予防	中部地方整	<u>器及び災害対策用移動電源車の</u> 貸与を行う。 (1) 災害予防	対策の整理
	備局	エ 大規模災害による被災施設の復旧等をより迅速、 確実、効果的に行うため、公共土木施設等の被災状 況モニター制度及びボランティアによる活動で被	備局	エ 大規模災害による被災施設の復旧等をより迅速、 確実、効果的に行うため、公共土木施設等の被災状 況モニター制度及びボランティアによる活動で被	
		災状況 <u>の情報収集活動</u> を行う防災エキスパート制度を活用する。		災状況 <u>把握及び応急対策等に対する防災協力活動</u> を行う防災エキスパート制度を活用する。	
19	(追加)	(追加)	中部地方環 境事務所	(1)有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及 び提供を行う。 (2) 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物	実施機関の追加
	(追加)	(追加)	近畿中部防	の発生量の情報収集を行う。 (1)所管財産の使用に関する連絡調整を行う。	実施機関の追加
			│ <u>衛局東海防</u> │ <u>衛支局</u> 	(2) 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連 絡調整を行う。 (3) 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整	
	- 45-50 11 14		- 45		
22	5 指定公共機 郵便事業株	度 - 災害が発生した場合において、災害の態様、被災者・	5 指定公共機(削除)	 (削除)	日本郵便株式会社
22	<u>郵便爭業休</u> 式会社	<u>炎舌が発生した場合にのいて、炎舌の感像、彼炎者・</u> 被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災		(月9時)	口本郵便休式去社 に統合
	1 20212	害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施			
		するものとする。			
		支店及び郵便局において、被災世帯に対し、通常葉			
		書及び郵便書簡を無償交付するものとする。			
		(2)被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施するも			
		<u>のとする。</u>			
		(3)被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、			
		その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救			
		助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施するも			
		<u>のとする。</u> (4) 沖災者の数明を行う団体が沖災者に配付する数明			
		(4)被災者の救助を行う団体が被災者に配付する救助			

頁	現行(平成 24 年 6 月修正)	改 正 案	改正理由
23	## 現行 (平成 24年6月修正)	及正案 日本郵便株	要便事業株式会社 を統合し、名称変 更
	6 指定地方公共機関	<u>る。</u> 6 指定地方公共機関	
24	<u>社団法人愛</u> (略) <u>知県トラッ</u> <u>ク協会</u>	一般社団法 (略) 人愛知県ト ラック協会	一般社団法人化
	社団法人愛 知県医師会	<u>公益社団法</u> (略) 人愛知県医 <u>師会</u>	公益社団法人化
	社団法人愛 (略)	一般社団法 (略)	一般社団法人化

頁	現行 (平成 24 年 6 月修正)	改正案	改正理由
	知県歯科医	人愛知県歯	
	<u>師会</u>	科医師会	
	社団法人愛 (略)	│ <u>一般社団法</u> (略)	一般社団法人化
	<u>知県薬剤師</u>	人愛知県薬	
	<u>会</u>	<u>利師会</u>	
	(追加) (追加)	<u>公益社団法</u> <u>看護活動に協力する。</u>	実施機関の追加
		<u>人愛知県看</u>	
	社団法人愛 (略)	一般社団法(略)	 一般社団法人化
	<u>社団法入愛</u> (畸 <i>)</i> 知 県 エ ル	│ <u>一般社団法</u>	MYTELIANTIC
	<u>ペ </u>	<u> </u>	
	立 277 //////////////////////////////////		
	第 2 編 災害予防	】 第 2 編 災害予防	
	第1章 防災協働社会の形成推進	第1章 防災協働社会の形成推進	
	第 1 節 防災協働社会の形成推進	第1節 防災協働社会の形成推進	
	1 県(防災局、各部局)及び市町村における措置	1 県(防災局、各部局)及び市町村における措置	
26	(1) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り	(1) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り	対策の整備
	(略)	(略)	
	(追加)	<u> 附属資料第 15「地域協働による防災・減災のための人材育成に</u>	
		関する協定書」	
	第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携	第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携	
27	4 自主防災組織における措置 (1) 平常の活動	4 自主防災組織における措置 (1) 平常時の活動	表記の整理
21	(追加)	(1)十市 <u>時</u> の行動 オー地域内の災害時要援護者の把握	対策の整備
	6 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進	<u>クール場内の欠当時安援設置の心に</u> 6 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進	7.1次の正開
28	(1)ボランティアの受入体制の整備	(1) ボランティアの受入体制の整備	表記の整理
	ア 県及び市町村は、災害対策本部内にボランティアの受入れに必要	ア 県及び市町村は、災害対策本部内にボランティアの受入れに必要	
	な机、イス及び電話等の資機材を確保して、県は広域ボランティア	な机、イス及び電話等の資機材を確保して、県は広域ボランティア	
	支援本部、市町村は <u>地域ボランティア支援本部</u> を設置する。	支援本部、市町村は <u>災害ボランティアセンター</u> を設置する。	
	ウ 県の広域ボランティア支援本部に派遣されたコーディネーター	ウ 県の広域ボランティア支援本部に派遣されたコーディネーター	
	は、全体的な情報提供や後方支援などを、市町村の <u>地域ボランティ</u>	は、全体的な情報提供や後方支援などを、市町村の <u>災害ボランティ</u>	

頁	現	[行 (平成 24 年 6 月修正)		改正案	改正理由		
	<u>ア支援本部</u> に派遣	されたコーディネーターは、ボランティアの受入	<u>アセンター</u> に派遣	されたコーディネーターは、ボランティアの受入			
	れを行う。		れを行う。				
	第2章 建築物等の安全 第2章 建築物等の安全	全化	 第2章 建築物等の安全	全化			
	第2節 交通・ライフ	ライン関係施設等の整備	第2節 交通・ライフ	ライン関係施設等の整備			
36	5 空港		5 空港	表記の整理			
	中部国際空港及び	名古屋飛行場について、震災状況の迅速な把握並	中部国際空港及び				
	びに救援物資及び災害	害応急対策要員の緊急輸送を図るため、航空保安	把握並びに救援物資				
	施設の耐震措置の強化		空保安施設の耐震措施				
	6 港湾・漁港・海岸	・河川	6 港湾・漁港・海岸	・河川			
37	(4) 河川		(4) 河川		対策の整理		
	イ水門、樋門の改	• • •	イ水門、樋門の改	<u> </u>			
		能低下や河川改修のネックとなっている河口部		能低下や河川改修のネックとなっている河口部			
		<u>耐震設計により</u> 改築を進める。また、必要に応じ		改築 <u>・補修</u> を進める。また、必要に応じて、自動			
	て、目動化・遠隔	語操作化を図る。(愛知県)	化・遠隔操作化を	[図る。(愛知県)			
	第5章 地盤災害の予	防	 第5章 地盤災害の予	防			
	主な機関の措置		主な機関の措置				
5 3	第2節	(<u>1</u>) 建築物における対策工法の <u>促進</u>	第2節	(1) 液状化危険度の周知	表記の整理		
	液状化対策の推進	(2) 液状化危険度の周知	液状化対策の推進	(<u>2</u>) 建築物における対策工法の <u>普及</u>			
	₩ 4 ₩ LULTUR	T-4.79	** 4 **	T-1.12			
	第1節 土地利用の適回		第1節・土地利用の適	—	中女士はの軟理		
	宗(<u>建成郡、</u> 関係郡向) (略))及び市町村における措置	県(関係部局)及び市 (略)	実施主体の整理			
	(崎) 第2節 液状化対策の打	件 :住	, ,	件)住			
	第2節 液状化対象の			第2節 液状化対策の推進 県(防災局、建設部)及び市町村における措置			
	未(建成品)及び間間111	このける旧画	宗(<u>例及尚、</u> 建設部)及((1)液状化危険度の	実施主体の整理 表記の整理			
				-JVH	いいいく		
			` '	ら示されている「液状化地域ゾ ー ニングマニュ			
				より詳細な液状化危険度の調査を行い、その			
				や防災マップ等により、住民等に周知徹底を図			
			るものとする。				

頁	現行 (平成 24 年 6 月修正)	改正案	改正理由
	(1)建築物における対策工法の促進 液状化現象は、地盤条件により発生の危険性が大きく異なるため、県及び市町村は、個々の地盤に対応した適切な対策工法の実施を促進する。 (2)液状化危険度の周知 (略) 市町村は、国から示されている「液状化マップ作成マニュアル」等に基づき、100m メッシュ単位程度のより詳細な液状化危険度の調査を行い、その結果を防災カルテや防災マップ等により、住民等に周知徹底を図るものとする。	(2)建築物における対策工法の <u>普及</u> 液状化現象は、地盤条件により発生の危険性が大きく異なるため、県及び市町村は、個々の地盤に対応した適切な対策工法の <u>普</u> 及を行う。	対策の整理
59	第6章 防災施設等の整備 防災施設・設備及び災害用資機材の整備 2 県(防災局)における措置 (2)教育訓練の実施 消防学校において、 <u>風水害</u> 等の災害に対処し得る人材を養成するため、防災関係者に必要な教育訓練を行うものとする。	第6章 防災施設等の整備 防災施設・設備及び災害用資機材の整備 2 県(防災局)における措置 (2)教育訓練の実施 消防学校において、 <u>地震</u> 等の災害に対処し得る人材を養成するため、防災関係者に必要な教育訓練を行うものとする。	表記の整理
62	第7章 避難者・災害時要援護者対策 基本方針 市町村にあっては、災害時要援護者を適切に避難誘導し、安否確認を 行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より、 災害時要援護者に関する情報の把握及び関係者との共有に努める <u>とと</u> もに、これらの者に係る避難誘導体制の整備を図るものとする。 (略)	行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険 事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体 の協力を得ながら、平常時より、災害時要援護者に関する情報を把握 の上、関係者との共有に努めることとする。また、災害時要援護者へ の対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導体制の整備、 避難訓練の実施を一層図るものとする。	対策の整理
	(追加)	(略) 社会福祉施設等の管理者は、その施設を利用する者を適切に避難誘導するため、市町村、地域住民、ボランティア団体等の多様な主体と協力体制を図るものとする。 県及び市町村は、大規模災害発生時の一斉帰宅を抑制するため、「む	対策の整備 対策の整備

頁	現行 (平成 24 年 6 月修正)	改正案	改正理由
		<u>やみに移動を開始しない」という基本原則を積極的に広報することが</u> 必要である。また、事業所等に対して従業員等を職場等に滞在させる	
		ことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すものとする。	
	主な機関の措置	主な機関の措置	
	(追加)	第7節 県、市町村 帰宅困難者支援体制の整備	対策の整備
		帰宅困難者支援	
		体制の整備	
	 第2節 避難所の整備	 第2節 避難所の整備	
	おと聞 <u>繊維</u> がの定備 市町村における措置	おとは、	
64	(2) 避難所の指定	(2) 避難所の指定	対策の整理
	エ 指定に当たっては、防災関係機関、教育機関の管理諸室、病院等医	()	
	療救護施設、ヘリポート、物資集配拠点などの災害対策に必要な施設		
	を避難所として使用しないこととする。(略)	に必要な施設を避難所として使用しないこととする。(略)	
	第4節 避難に関する広報	第4節 避難に関する広報	
	市町村及び県(防災局 <u>、建設部</u> 、関係部局)における措置	市町村及び県(防災局、関係部局)における措置	実施主体の整理
	(略)	(略)	14 o 15 TH
	(1) 避難場所等の広報 (追加)	(1) 避難場所等の広報 オ 避難場所、避難所の区分	対策の整理
	(追加) オ (略)	<u>ク 避難場所、避難所のた力</u> カ (略)	
	3 (㎡) 第6節 災害時要援護者の安全対策	2 (*P) 第6節 災害時要援護者の安全対策	
		県(健康福祉部、地域振興部、防災局) 市町村及び社会福祉施設等管理	
	者における措置	者における措置	
66	(2)在宅者対策	(2)在宅者対策	対策の整理
	ア 災害時要援護者等の状況把握	ア 災害時要援護者等の状況把握	
	市町村は、あらかじめ自主防災組織、地域の福祉関係者などと連	市町村は、災害の発生に備え、災害時要援護者名簿を整備し、災	
	携して、災害時要援護者に関する情報の共有、避難支援計画の策定	害発生時に効果的に利用することで、災害時要援護者に対する援護	
	等に努めるものとする。	<u>が適切に行われるように努めるものとする。</u> また、あらかじめ自主防災組織、地域の福祉関係者などと連携し	
		<u>また、</u> のらかしめ自土防炎組織、地域の価値関係有なこと連携して、災害時要援護者に関する情報の共有、避難支援計画の策定等に	
		学校の表現である。	
66	(追加)	第7節 帰宅困難者支援体制の整備	対策の整備

頁	現行 (平成 24 年 6 月修正)	改正案	改正理由
		県(防災局)及び市町村における措置	
		<u>(1) 公共交通機関が運行を停止した場合、ターミナル駅周辺等におい</u>	
		て、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する可能	
		<u>性が高いことから、県及び市町村は、「むやみに移動を開始しない」</u>	
		という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について、	
		平常時から積極的に広報するものとする。また、企業等に対して、	
		<u>従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必</u>	
		要な物資の備蓄等を促すなど、帰宅困難者対策を行うものとする。	
		(2) 県、当該市及び関係事業者等は、都市再生緊急整備地域において、	
		人口・機能が集積したターミナル駅周辺等における滞在者等の安全	
		の確保を図るため、退避経路、退避施設、備蓄倉庫等の都市再生安	
		全確保施設の整備、退避施設への誘導、災害情報等の提供、備蓄物	
		資の提供、避難訓練の実施等を定めた都市再生安全確保計画を作成	
		<u>し、官民連携による都市の安全確保対策を進めるものとする。</u>	
	75 0 75 \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \		
	第9章 津波予防対策	第9章 津波予防対策	
	第2節 津波防災体制の充実	第2節 津波防災体制の充実	
70	1 県 (防災局、関係部局)及び関係市町村における措置 (1)県及び関係市町村は、想定される津波等に対して、あらかじめ計画	1 県(防災局、関係部局)及び関係市町村における措置	分竿の軟件
72	(1) 宗及び関係中町村は、忠正される津波寺に対して、めらかしめ計画を策定する。	(1) 県及び関係市町村は、想定される津波等に対して、あらかじめ計画 等を策定する。	対東の整備
	で 現在する。 	・・・・	
		広域避難を想定し、津波避難のあり方として、市町村が津波避難計	
		画を策定する際の指針を作成する。	
	 (4)消防職団員、水防団員、警察官、市町村職員など防災対応や避難誘	(4)消防職団員、水防団員、警察官、市町村職員など防災対応や避難誘	対策の整理
	導にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や	導・支援にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災	7,17K-02 TE-2
	避難誘導に係る行動ルールを定めるものとする。	対応や避難誘導・支援に係る行動ルール、退避の判断基準を定め、住	
		民等に周知するものとする。	
	2 関係市町村における措置		
	(4)津波の避難計画の策定にあたっては、既往の最大津波、県が作成し	(4)津波の避難計画の策定にあたっては、 <u>最大クラスの津波及び比較的</u>	対策の整理
	た東海地震、東南海地震による「津波浸水予測図」や、「市町村津波	発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波によ	
	避難計画策定の手引き」等を基礎資料とする。	る「津波浸水予測図」や、「市町村津波避難計画策定の手引き」等を	
		基礎資料とする。	
•	•	•	•

頁	現行(平成 24 年 6 月修正)	改正案	改正理由
	(5)津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とするが、各	(5)津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とするが、各	対策の整理
	地域において、津波到達時間、避難場所までの距離、災害時要援護者	地域において、津波到達時間、避難場所までの距離、災害時要援護者	
	の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せ	の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せ	
	ざるを得ない場合は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方	ざるを得ない場合は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方	
	策をあらかじめ検討するものとする。なお、検討にあたっては、県警	策をあらかじめ検討するものとする。なお、検討にあたっては、県警	
	察と十分調整を図るものとする。	察と十分調整しつつ、自動車避難に伴う危険性の軽減方策とともに、	
		<u>自動車による避難には限界量があることを認識し、限界量以下に抑制</u>	
		<u>するよう各地域で合意形成</u> を図るものとする。	
	3 不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理者における措置	3 不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理者における措置	対策の整理
	興行場、駅、その他の不特定多数の者の利用が予定されている施設	興行場、駅、その他の不特定多数の者の利用が予定されている施設	
	の管理者は、津波避難計画の策定及び訓練の実施に努めるものとする。	の管理者は、その管理する施設について、津波に対する安全性の確保	
	なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した	<u>に特に配慮し、また、</u> 津波避難計画の策定及び訓練の実施に努めるも	
	計画、訓練とするよう努めるものとする。	のとする。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱に	
		も配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。	
	第3節 津波防災知識の普及	第3節 津波防災知識の普及	
	1 県(防災局、関係部局)及び関係市町村における措置	1 県(防災局、関係部局)及び関係市町村における措置	
73	(1) 一般向け	(1) 一般向け	
	アの避難行動に関する知識	アの避難行動に関する知識	
	(追加)	<u>(イ) 地震による揺れを感じない場合でも、大津波警報を見聞きした</u>	対策の整理
		ら速やかに避難すること、標高の低い場所や沿岸部にいる場合な	
		ど、自らの置かれた状況によっては、津波警報でも避難する必要	
		があること、海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報	
		<u>でも避難する必要があること。</u>	
	$(\underline{1})$ (略)	(<u>夕</u>) (略)	
	(<u>ウ</u>) (略)	(<u>I</u>) (略)	
		(<u>才</u>) (略)	
	第4節 津波防災事業の推進	第4節 津波防災事業の推進	
73	1 県(防災局、建設部、関係部局)及び関係市町村における措置	1 県(防災局、建設部、関係部局)及び関係市町村における措置	
	(1)津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を	(1) 市町村は、津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩に	実施主体の明記
	原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能になるとこれませばくいる日本またのとする。	よる避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間でいます。	
	能となるようなまちづくりを目指すものとする。	で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。	対等の軟理
1	(2) 皮小の心脾性の低い地域を店住地域とするよつは工地利用計画、で	(2)浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、で	刈束の登埋

頁	現行(平成24年6月修正)	改正案	改正理由
	きるだけ短時間で避難が可能となるような避難場所・津波避難ビル <u>等、</u> 避難路・避難階段などの避難関連施設の <u>都市計画と連携した</u> 計画 的整備や民間施設の活用による確保、建築物や公共施設の耐浪化等に より、津波に強いまちの形成を図るものとする。(略)	避難路・避難階段などの避難関連施設の計画的整備や民間施設の活用	
	第10章 広域応援体制の整備 主な機関の措置	第10章 広域応援体制の整備 主な機関の措置	
75	第 2 節県、市町村1(1)~1(3) (略)広域応援体1(4) 防災活動拠点の確保制の整備	第2節県、市町村1(1)~1(3) (略)広域応援体1(4) 防災活動拠点の確保及び受援体制の整備制の整備	対策の整備
76	第2節 広域応援体制の整備 1 県(防災局)及び市町村における措置 (4) 防災活動拠点の確保 県及び市町村は、大規模な災害が発生し <u>県内外</u> からの広域的な応援 を受ける場合に、自衛隊・警察・消防を始めとする応援隊等の人員・ 資機材・物資の集結・集積に必要となる活動拠点について、関係機関 と調整の上、確保に努めるものとする。	受ける場合に、自衛隊・警察・消防を始めとする応援隊等の人員・資	対策の整備
78	第 1 1 章 防災訓練及び防災意識の向上 主な機関の措置 第 2 節 県、市町村、県 (1)~(5) (略) 防災のため 警察 (追加)	第 1 1章 防災訓練及び防災意識の向上 主な機関の措置 第 2 節 県、市町村、県 (1)~(5) (略) 防災のため 警察 (6) 過去の災害教訓の伝承	対策の整備
	の意識啓 発・広報 (略) 第3節 防災のため の教育 中部運輸局 (追加) (追加)	の意識 啓 発・広報 第3節 中部運輸局 (略) 防災のため 防災関係機関 4 防災教育の実施 の教育	対策の整備
79	第1節 防災訓練の実施 1 県(防災局、各部局)及び市町村等における措置 (1)総合防災訓練	第1節 防災訓練の実施 1 県(防災局、各部局)及び市町村等における措置 (1) 総合防災訓練	対策の整理、表記

頁	現行 (平成 24 年 6 月修正)	改正案	改正理由
	県は、国や市町村等防災関係機関とできる限り多くの民間企業、ボ	県は、国や市町村等防災関係機関とできる限り多くの民間企業、ボ	の整理
	ランティア団体及び災害時要援護者を含めた住民等の協力のもとに	ランティア団体及び災害時要援護者を含めた住民等の協力 <u>、連携</u> のも	
	大規模な地震災害に備えて総合防災訓練を実施する。	とに大規模な地震災害に備えて総合防災訓練を実施する。	
	(略)	(略)	
	ウ 地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難のための災害応急	ウ 地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難のための災害応急	
	対策や津波警報の伝達など、 <u>東南海・南海地震</u> を想定した訓練を実	対策や津波警報の伝達など、 <u>南海トラフ巨大地震等の大規模地震</u> を	
	施する。	想定した訓練を実施する。	
	エ 災害応援に関する協定に基づき、他県等との訓練の相互参加に努	エ 災害応援に関する協定に基づき、他県等との訓練の相互参加 <u>及び</u>	
	める。	<u>共同訓練の実施</u> に努める。	
	なお、市町村、各防災関係機関等がそれぞれに行う訓練について	なお、市町村、各防災関係機関等がそれぞれに行う訓練についても、	
	も、上記に準じた内容により行うものとする。	上記に準じた内容により <u>関係機関相互に連携して</u> 行うものとする。	
	第2節 防災のための意識啓発・広報	第2節 防災のための意識啓発・広報	
	県(防災局、関係部局) 市町村及び県警察における措置	県(防災局、関係部局) 市町村及び県警察における措置	
81	(1) 防災意識の啓発	(1) 防災意識の啓発	対策の整理
	(略)	(略)	
	また、地震体験車を市町村・消防本部等に貸し出すとともに、地震災		
	害に関するビデオなどを市町村、学校等に貸し出して、防災教育の推進	害に関するビデオなどを市町村、学校等に貸し出して、防災教育の推進	
	を図る。	を図る。	
		<u>さらに、県及び市町村は、防災に関する様々な動向や各種データを分</u>	
		<u>かりやすく発信するよう努める。</u>	
	附属資料第 15「防災啓発用資機材貸出要綱」	附属資料第 15「防災啓発用資機材貸出要綱」	
	(追加)	<u> 附属資料第 15「あいち防災キャラクター「防災ナマズン」着ぐるみ</u>	対策の整備
		貸出要綱」)
	(追加)	<u> 附属資料第 15「防災啓発活動に関する覚書」</u>	対策の整備
82	(追加)	(6) 過去の災害教訓の伝承	対策の整備
		県及び市町村は、県民が過去の災害から得られた教訓を伝承するよ	
		う、その重要性について啓発を行う。	
		また、教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や各種	
		<u>資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、県民が閲覧でき</u>	
	(영화 전 사용 사용 사용 기계	るよう公開に努めるものとする。 第3第二階級のもよりの教育	
0.0	第3節 防災のための教育	第3節 防災のための教育	対策の動併
83	(追加)	<u>4 防災関係機関における措置</u>	対策の整備

頁		現行(平成	24年6月修正)		改	正	案	改正理由
				防災関係機関は、それぞれ又は他と共同して、その所掌事務又は 務について、防災教育の実施に努める。 第4節 防災意識調査及び地震相談の実施 県(防災局、関係部局)及び市町村における措置 (1) 防災意識調査の実施 県民の地震災害対策に関する防災意識を把握するため、アンケー 調査等による防災意識調査を必要に応じ実施する。				県政モニター制度 の廃止
87	第3編 災害応急対策 第1章 活動態勢(組織の動員配備) 基本方針 知事及び市町村長は、災害対策基本法第23条の規定に基づき、応急 対策の推進を図る中心的な組織としてそれぞれの災害対策本部を速や かに設置し、その活動態勢を確立する。			第3編 災害応急対策 第1章 活動態勢(組織の動員配備) 基本方針 知事及び市町村長は、災害対策基本法第23条 <u>又は第23条の2</u> の規定に 基づき、応急対策の推進を図る中心的な組織としてそれぞれの災害対 策本部を速やかに設置し、その活動態勢を確立する。 主な機関の措置			災害対策基本法の 改正	
	主な機関 第1節 災害対策本 部の設置・ 運営	市町村	2(1) 市町村災害対策本部の設置2(2) 組織及び活動体制2(3) 市町村災害対策本部設置の県等への報告2(4) 災害救助法が適用された場合の体制2(5) 勤務時間外における体制の整備	第1節 災害対策本 部の設置・ 運営	市町村	2(<u>2</u>) 市	日織及び活動体制 市町村災害対策本部設置の県等 の報告 災害救助法が適用された場合の	表記の整理
	第1節 災害対策本部の設置・運営 1 県(防災局)における措置 (1)県災害対策本部の設置 ア 設置・廃止基準 (表中)			1 県(防災) (1)県災害 ア 設置 (表中)	宗対策本部の設置・ 局)における措置 対策本部の設置 ・廃止基準			
88	一気象予警報 等	学による場合	・次の気象予警報等のいずれかが 県下の地域に発表されたとき。 ((略)・・・愛知県外海又は伊	気象予警報 	等による場合		次の気象予警報等のいずれかが 県下の地域に発表されたとき。 ((略)・・・愛知県外海又は伊	津波警報の変更

頁	現行 (平成 24 年 6 月修正)	改正案	改正理由
	勢・三河湾への <u>津波警報(津波</u>)	勢・三河湾への <u>津波警報</u> 若しく	
	若しくは <u>津波警報 (大津波)</u>)	は <u>大津波警報</u>)	
00	고 국때된다하다고世목	2 市町村における措置	表記の整理
90	2 市町村における措置 (1)市町村災害対策本部の設置	2 「中国村にのける有直 (削除)	衣記の登理
	<u>(1)巾町刊火舌刈泉本部の設直</u> (略)		
	(2)組織及び活動体制	(1)組織及び活動体制	
	(3)市町村災害対策本部の設置又は廃止の県等への報告	(2)市町村災害対策本部の設置又は廃止の県等への報告	
	(略)	(略)	
	(<u>4</u>)災害救助法が適用された場合の体制	(<u>3</u>)災害救助法が適用された場合の体制	
	(略)	(略)	
	(5) 勤務時間外における体制の整備	(削除)	
	市町村長は、休日及び夜間の勤務時間外における災害発生に備えた		
	<u>情報連絡体制をあらかじめ整えておくものとする。</u>		
	Mor Whom	MODEL VERNER	
	第2章 通信の運用	第2章 通信の運用	
93	主な機関の措置 第4節 郵便事業株式会社、郵 (略)	主な機関の措置 第4節 日本郵便株式会社 (略)	│ │日本郵便株式会社 │
95	第4即	第4 即 <u>日本新使休式去社</u> (略)	日本郵便休式芸社 に統合
	野皮条物のルの志甘直 <u>皮内休氏去性</u>	對反案物以心志相直	
97	 第4節 郵便業務の応急措置	 第 4 節 郵便業務の応急措置	 郵便事業株式会社
	1 郵便事業株式会社の措置	日本郵便株式会社の措置	を統合し、名称変
			更
	災害時において、被災地における <u>支店</u> の窓口業務の維持を図るた	災害時において、被災地における <u>郵便局</u> の窓口業務の維持を図るた	
	め、被災により業務継続が不能となった <u>支店</u> について、仮 <u>社屋急設</u> に	め、被災により業務継続が不能となった <u>店舗</u> について、仮 <u>店舗</u> による	
	よる窓口業務の迅速な再開、臨時窓口の開設、窓口取扱時間又は取扱	窓口業務の迅速な再開、臨時窓口の開設、窓口取扱時間又は取扱日の	
	日の変更等の措置を講ずるものとする。 (略)	変更等の措置を講ずるものとする。 (略)	
	ア被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の支店及び郵便局	アー被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局におい	
	において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する	て、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付するものと	
	ものとする。	する。	
I	2 郵便局株式会社の措置	(削除)	

頁	現行 (平成 24 年 6 月修正)	改正案	改正理由
	災害時、被災地における郵便局の窓口業務の維持を図るために、被災		
	により業務継続が不能となった店舗について、仮店舗による窓口業務の		
	迅速な再開、臨時窓口の開設、窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置		
	<u>を講ずる。</u>		
	 第3章 情報の収集・伝達・広報	 第3章 情報の収集・伝達・広報	
	第2節 被害状況等の収集・伝達	第2節 被害状況等の収集・伝達	
	2 市町村の措置	2 市町村の措置	
102	(2)捜索・救助体制の検討等に活用するため、市町村は、住民登録 <u>や外</u>	(2)捜索・救助体制の検討等に活用するため、市町村は、住民登録の有	外国人登録制度の
	国人登録の有無にかかわらず、当該市町村の区域(海上を含む。)内	無にかかわらず、当該市町村の区域(海上を含む。)内で行方不明と	廃止
	で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正	なった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収	
	確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握し	集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の	
	た者が、他の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明	市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地	
	した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県に連絡するものとす	の市町村又は都道府県に連絡するものとする。	
	ర 。		
	9 被害状況の照会	9 被害状況の照会・共有	
105	(2)全県的な被害状況については、県防災情報システムを有効に活用し	(2)全県的な被害状況については、県防災情報システムを有効に活用し	対策の整理
	て把握するとともに、愛知県災害対策本部災害情報センター(河川、	て把握・共有するとともに、愛知県災害対策本部災害情報センター(河	
	海岸、貯水池、ため池、砂防被害、港湾・漁港施設被害、道路被害、	川、海岸、貯水池、ため池、砂防被害、港湾・漁港施設被害、道路被	
	水道施設被害については、関係課)へ照会する。	害、水道施設被害については、関係課)へ照会する。	
	第3節 広報	第3節 広報	
	3 各機関の措置	3 各機関の措置	
	(2)各機関は、次の広報手段を有効に組み合わせて、住民への災害広報		対策の整理
	を実施する。	を実施する。	
	オの携帯電話による情報提供	オ 携帯電話(<u>緊急速報メール機能を含む。</u>)による情報提供	
	第4章 応援協力・派遣要請	第4章 応援協力・派遣要請	
	主な機関の応急活動	主な機関の応急活動	
107	機関名 発災 3日 1週間 復旧対応期	機関名 発災 3日 1週間 復旧対応期	表記の整理
	市 (略)	市 (略)	
	町 災害派遣要請者に対する	町災害派遣要請者に対する	
	村 自衛隊の派遣要請	村自衛隊の派遣要請	

頁			改 正 案					改正理由			
		地域ボラン: <u>援本部</u> の設置				<u>災害ボランティアセ</u> <u>ンター</u> の設置					
	主な機関の指	置			主な機	関の措置	İ				
108	第1節 県 応援協力		1(1)~1(3 (追加) 1(4)市町) (略) 村に対する応援	第1節 応援協力	県	1(4		(略) <u>対する応援</u> 対に対するバ		対策の整備
	第4節 市 ボランティ アの受入		\ <u>-</u> '	ランティア支援本部の設置	第 4 節 ボランティ アの受入	市町:				<u>ンター</u> の設置	表記の整理
	第 1 節 応援協力 1 県(防災局)に	_	置		第1節 応		3ける措置				
109				<u>県は、</u> 定(中部 応援に関 必要がる	(4) 国(内閣総理大臣)に対する応援要請(災害対策基本法第74条の2) 県は、大規模災害が発生した場合で、「災害時等の応援に関する協 定(中部9 県1 市)」及び「全国都道府県における災害時等の広域 応援に関する協定」では避難、救助等の対策が十分実施できない等、 必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し応援を要請する。					対策の整備	
	するため、特 当該市町村 間の応援に	5町村の行・ 寺に必要がる の災害応急 ついて必要	あると認め 対策の実施	対策の的確かつ円滑な実施を確保 るときは、他の市町村長に対して 低状況を勘案しながら、市町村相望 は調整を行う。	、 するた <u>応急対</u> 災害応 いて必	は、市町 か、特I <u>け策の実施</u> 急対策の い要な指	「村の行う災 こ必要がある 施 <u>を求め、又</u> の実施状況を 示又は調整を	ると認め <u>Zは</u> 他の を勘案し	るときは、 <u> </u> 市町村長に	かつ円滑な実施を確保 市町村長に対し、災害 対して、当該市町村の 町村相互間の応援につ	対策の整備
	第3節 自衛隊の 1 自衛隊におけ				第3節 自 1 自衛隊						
111	(4) 災害派遣の 人員及び物資の 緊急輸送	活動範囲 対急 及び救持	援物資の緊	その他救援活動に <u>特に</u> 必要な人員 急輸送を実施する。 この場合にお 輸送は、 特に緊急を要すると認め	(4) 災害派	(遣の活動 物資の	動範囲 救急患者、 救援物資の!	緊急輸送	きを実施する	動に必要な人員及び る。この場合において を要すると認められ	誤訂正
	第4節 ボランテ	られるも	ものについ		第4節が		るものにつ			で女 ソ の こ 応 の り 1 し	

頁	現行 (平成 24 年 6 月修正)	改正案	改正理由
113	2 市町村における措置	2 市町村における措置	表記の整理
	(1)被災市町村は、 <u>地域ボランティア支援本部</u> を速やかに設置し、コー	(1)被災市町村は、 <u>災害ボランティアセンター</u> を速やかに設置し、コー	
	ディネーターの派遣を協力団体に要請する。併せて、机、椅子及び電	ディネーターの派遣を協力団体に要請する。併せて、机、椅子及び電	
	話等必要な資機材を確保する。	話等必要な資機材を確保する。	
	(2)地域ボランティア支援本部に配置された市町村職員は、ボランティ	(2) <u>災害ボランティアセンター</u> に配置された市町村職員は、ボランティ	
	アの受入れに関してコーディネーターの自主性を尊重し、市町村災害	アの受入れに関してコーディネーターの自主性を尊重し、市町村災害	
	対策本部との間の必要な情報提供や資機材の提供等を行うなどの支	対策本部との間の必要な情報提供や資機材の提供等を行うなどの支	
	援を行うものとする。	援を行うものとする。	
114	3 コーディネーターの役割	3 コーディネーターの役割	表記の整理
	(1)市町村の <u>地域ボランティア支援本部</u> に派遣されたコーディネーター	(1)市町村の <u>災害ボランティアセンター</u> に派遣されたコーディネーター	
	は、ボランティアの受入れ(受付、需給調整など)やボランティアへ	は、ボランティアの受入れ(受付、需給調整など)やボランティアへ	
	の支援要請の内容把握等を行う。	の支援要請の内容把握等を行う。	
	(2)県の広域ボランティア支援本部に派遣されたコーディネーターは、	(2)県の広域ボランティア支援本部に派遣されたコーディネーターは、	
	<u>地域ボランティア支援本部</u> のボランティアの受入れが円滑に行える	<u>災害ボランティアセンター</u> のボランティアの受入れが円滑に行える	
	ように、次のような支援を行う。	ように、次のような支援を行う。	
	4 協力が予想されるボランティア団体等	4 協力が予想されるボランティア団体等	
114	(1)県と「ボランティアの受入体制の整備とネットワーク化の推進等に	(1)県と「ボランティアの受入体制の整備とネットワーク化の推進等に	
	関する協定」を締結している団体	関する協定」を締結している団体	一般財団法人化、
	日本赤十字社愛知県支部、社会福祉法人愛知県社会福祉協議会、日	日本赤十字社愛知県支部、社会福祉法人愛知県社会福祉協議会、日	
	本ボーイスカウト愛知連盟、一般社団法人ガールスカウト愛知県連	本ボーイスカウト愛知連盟、一般社団法人ガールスカウト愛知県連	
	盟、愛知県青年団協議会、公益財団法人愛知県国際交流協会、特定非	盟、愛知県青年団協議会、公益財団法人愛知県国際交流協会、特定非	加
	営利活動法人レスキューストックヤード(協定締結時:震災から学ぶ	営利活動法人レスキューストックヤード(協定締結時:震災から学ぶ	
	ボランティアネットの会)、 <u>財団法人名古屋キリスト教青年会、財団</u>	ボランティアネットの会)、 <u>公益財団法人名古屋YMCA、一般財団</u>	
	法人名古屋キリスト教女子青年会、一般社団法人日本アマチュア無線	法人名古屋YWCA、一般社団法人日本アマチュア無線連盟愛知県支	
	連盟愛知県支部、トヨタグループ災害Vネット、 <u>特定非営利活動法人</u>	部、トヨタグループ災害Vネット、 <u>特定非営利活動法人愛知ネット</u> 、	
	<u>NPO愛知ネット</u> 、社会福祉法人愛知県共同募金会、公益社団法人日	社会福祉法人愛知県共同募金会、公益社団法人日本青年会議所東海地	
	本青年会議所東海地区愛知ブロック協議会	区愛知ブロック協議会 <u>、日本労働組合総連合会愛知県連合会</u>	
	(図中)	(図中)	
	被災市町村災害対策本部	被災市町村災害対策本部	
	地域ボランティア支援本部	<u>災害ボランティアセンター</u>	表記の整理
	市町村職員	市町村職員	

頁		現行(平成 24 年 6 月修正			改正理由				
	第7章 医療	療救護・防疫・保健衛生対策		第7章 医排	第7章 医療救護・防疫・保健衛生対策				
	基本方針			基本方針					
128	医療救詞	隻については、医師会、日本赤十字 ぞ	土、災害拠点病院、国立	医療救討	獲については、 <u>災害医療コーディネ</u>	<u>ーター</u> 、医師会、日本赤	対策の整備		
	病院機構の	の病院、県立病院等広範囲な協力体制	川の確立に努めるものと	十字社、	災害拠点病院、国立病院機構の病院	、県立病院 <u>、市町村</u> 等広			
	する。				力体制の確立に努めるものとする。				
		関の応急活動			関の応急活動				
	機関名	発災 3日	1週間 復旧対応期	機関名	発災 3日	1週間 復旧対応期	対策の整備		
	県	<u>保健所等</u> による医療情報収		県	災害医療調整本部及び地域				
		集			<u>災害医療対策会議</u> による医				
					療情報収集				
		(略)			(略)				
	市町村	(追加)		市町村	地域災害医療対策会議への				
					<u>参画</u>				
		医療救護所の設置等、地域			医療救護所の設置等、地域				
		の医療体制確保			の医療体制確保				
		(略)	<u> </u>	l <u> </u>	(略)	<u> </u>			
	地元医師	(追加)		地元医師	地域災害医療対策会議への				
	会・災害			会・災害					
	拠点病院	臨機応急な医療活動		拠点病院	臨機応急な医療活動				
		(略)			(略)				
	日本赤十	(追加)		日本赤十	災害医療調整本部への参画				
	字社愛知	医療救護活動の実施		字社愛知	医療救護活動の実施				
	県支部	(2010)		県支部	火力压停地救力 动。6.4三				
	県医師会	(追加)		県医師会	災害医療調整本部への参画				
		愛知県救急医療センターに			愛知県救急医療センターに				
		よる医療情報収集			よる医療情報収集				
		医療救護活動の実施 ――――			医療救護活動の実施				
		(追加)	1		JMATの派遣調整				
	主な機関	関の措置		主な機関	関の措置				
129	第1節	県 (追加)		第1節	県 <u>1(1) 災害医療調整</u>	経本部及び地域災害医療	対策の整備		
	医療救護			医療救護	対策会議の設置	<u> </u>			

頁	現行	(平成 24 年 6 月修正)			改正案	改正理由
		1(<u>1</u>)~1(<u>7</u>) (略)			1(<u>2</u>)~1(<u>8</u>) (略)	
	市町村	(追加)		市町村	2(1) 地域災害医療対策会議への参画	
		2(<u>1</u>)、2(<u>2</u>) (略)			2(<u>2</u>)、2(<u>3</u>) (略)	
	地元医師	(追加)		地元医師		
	会、災害拠点病院	3(<u>1</u>) 、3(<u>2</u>) (略)		会、災害拠 点病院	3(<u>2</u>) 、3(<u>3</u>) (略)	
	日本赤十字	(追加)		日本赤十字	5(1) 災害医療調整本部への参画	
	社愛知県支部	5 医療救護活動の実施		社愛知県支部	5 <u>(2)</u> 医療救護活動の実施	
		(追加)		 県医師会	6(1) 災害医療調整本部への参画	
		、 6(<u>1</u>) 医療救護活動の実施				
		(追加)			6(3) 地区医師会との調整	
		6(<u>2</u>) 愛知県救急医療センターによる医療			6(4) 愛知県救急医療センターによる医療	
		情報収集			情報収集	
	第1節 医療救護	第1節 医				
129	1 県(健康福祉部)におけ	る措置	`	福祉部)におけ)
	(追加)				及び公衆衛生活動に関する調整や、他都道府県	
					う災害医療調整本部を設置するとともに、2次	
					<u>]する調整を行う地域災害医療対策会議を設置</u> ネーターや関係機関とともに医療及び公衆衛生	
				区原コーチ1~ する調整を行		
	(1)~(4)(略)		$(2) \sim (5)$		<u> </u>	
	(内の医療情報の収集に努め、これらの情報を市			内の医療情報の収集に努め、これらの情報を市	対策の整理
	町村に提供する。		\ — /	係機関と共有		
	(6)~(9)(略)		(7) ~ (10)			
	2 市町村における措置		_/ \	こおける措置		対策の整備
130	(2) 必要に応じて近隣の7	市町村に応援を求めるほか、県に対し応援を求	(2) <u>市町村</u>	は、地域災害[医療対策会議に参画して、情報の共有を図ると	
	め応急措置を実施する。		<u>ともに、</u>	必要に応じて	近隣の市町村に応援を求めるほか、県に対し応	
				応急措置を実		
130	3 地元医師会、災害拠点	病院における措置			気病院における措置	対策の整備
	(追加)		<u>(1)</u> 地元医	師会、災害拠	<u>点病院は、地域災害医療対策会議に参画して、</u>	

頁	現行(平成 24 年 6 月修正)	改 正 案	改正理由
		情報の共有を図る。	
	(<u>1</u>)、(<u>2</u>) (略)	(<u>2</u>)、(<u>3</u>) (略)	
	5 日本赤十字社愛知県支部における措置	5 日本赤十字社愛知県支部における措置	対策の整備
	(追加)	(1) 日本赤十字社愛知県支部は、災害医療調整本部に参画して、情報の	
		<u>共有を図る。</u>	
	日本赤十字社愛知県支部は、県からの要請又は自主的な判断に基づ		
	き、積極的に医療救護活動を実施する。	き、積極的に医療救護活動を実施する。	
	6 県医師会における措置	6 県医師会における措置	対策の整備
	(追加)	(1) 県医師会は、災害医療調整本部に参画して、情報の共有を図る。	
	(1) 県医師会は、県又は市町村の要請に基づき、積極的に医療救護活動	(2) 県医師会は、県又は市町村の要請に基づき、日本医師会災害医療	
	に協力する。	チーム(JMAT)の派遣等を日本医師会と調整し、積極的に医療救	
	() 	護活動に協力する。	
	(追加)	(3)県医師会は、地域災害医療対策会議への地区医師会の参画を調整す	
	(2) 愛知県救急医療情報センターは、愛知県広域災害・救急医療情報シ	<u>る。</u> (4) 愛知県救急医療情報センターは、愛知県広域災害・救急医療情報シ	
	(2) 愛和宗教忌医療情報センダーは、愛和宗仏域炎害・教忌医療情報システムなどを活用し、県内の医療情報の収集と県災害対策本部への情	(4) 愛和宗教忌医療情報ピンダーは、愛和宗仏域炎害・教忌医療情報シーステムなどを活用し、県内の医療情報の収集と災害医療調整本部への	
	スプムなこを活用し、集内の医療情報の収集と <u>集及者対象本部</u> への情報提供に努める。	スプムなこを活用し、集内の医療情報の収集と <u>次書医療調整本部</u> への 情報提供に努める。	
	12 医薬品等の適正使用に関する活動	12 医薬品等の適正使用に関する活動	
	(略)	(略)	
132	(追加)	13 医療機関等における活動の支援	 対策の整備
102	(~10-)		7.17K (3 III)
		が困難な場合の看護師派遣、救護所における医療救護及び避難所等	
	13 災害救助法の適用	14 災害救助法の適用	表記の整理
	(略)	(略)	
	第8章 地域安全・交通・緊急輸送対策	第8章 地域安全・交通・緊急輸送対策	
	主な機関の措置	主な機関の措置	
137	第4節 県 3(1)~3(3) (略)	第 4 節 県 3(1)~3(3) (略)	対策の整備
	緊急輸送手 3(4) 災害対策基本法及び災害救助法の規	緊急輸送手 3(4) 災害対策基本法 <u>や</u> 災害救助法の規定	
	段の確保 定に基づく <u>従事命令等による</u> 緊急輸送	段の確保 に基づく緊急輸送車両等の確保等	

頁	現行(平成24年6月修正)	改正案	改正理由
143	車両等の確保 第4節 緊急輸送手段の確保 3 県(防災局、各部局)における措置 (4) 知事は、輸送車両等が不足して災害応急対策の実施に支障があると認める場合は、中部運輸局長と協議して、災害対策基本法及び災害救助法の規定に基づく従事命令等を発し、緊急輸送に必要な車両等を確保する。	第4節 緊急輸送手段の確保 3 県(防災局、各部局)における措置 (4) 知事は、輸送車両等が不足して災害応急対策の実施に支障があると認める場合は、中部運輸局長と協議して、災害対策基本法 <u>や</u> 災害救助法の規定に基づき、緊急輸送に必要な車両等を確保する。 また、関係機関に対して、災害応急対策必要物資の運送を要請する。	対策の整備
144	6 緊急輸送の対象となる人員、物資の範囲 附属資料第 15「災害発生時等における物資等の緊急輸送に関する協 定書」 (追加) 第9章 浸水・津波対策	6 緊急輸送の対象となる人員、物資の範囲 附属資料第 15「災害発生時等における物資等の緊急輸送に関する協定書」 所属資料第 15「災害時におけるバスによる緊急輸送に関する協定書」 附属資料第 15「船舶による輸送等に関する協定書」 第 9 章 浸水・津波対策	対策の整理
146	第2節 津波対策 1 関係市町村における措置 (2)避難勧告の指示、海岸線の監視、巡回等 ウ 関係市町村は、災害対策本部が設置された場合、あらかじめ指定した津波危険地域 <u>堤外</u> などを中心に海岸線の監視、巡回を行い、海水浴客、釣人、サーファー等への避難勧告、漁船の避難開始、漁具、養殖施設等の流出防止対策の実施要請、災害時要援護者対策に備えた自主防災組織等への活動要請などの必要な措置を講ずる。	第2節 津波対策 1 関係市町村における措置 (2)避難勧告の指示、海岸線の監視、巡回等 ウ 関係市町村は、災害対策本部が設置された場合、あらかじめ指定 した津波危険地域及び堤防・護岸施設外の区域などを中心に海岸線	表記の整理
148	第10章 避難者・帰宅困難者対策 基本方針 (追加) 主な機関の応急活動 機関名 発災 3日 1週間 復旧対応期	第10章 避難者・帰宅困難者対策 基本方針 帰宅困難者対策は、帰宅困難者等の発生による混乱を防止すること が重要であり、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の徹底を 図るものとする。 主な機関の応急活動	対策の整備

頁		現行 (平成 24	年6月修正)			改正理由			
頁	市町村	現行(平成24 (略) 徒歩帰宅 <u>困難</u> 者に対する情報提供 徒歩帰宅 <u>困難</u> 者の救助・避難所対策の実施 (追加)	年6月修正)		市町村県	改 」 (略) 徒歩帰宅者に対する情報提供 徒歩帰宅者の救助・避難所対策の実施 企業等に対する一斉帰宅の抑制 (略) 徒歩帰宅者に対する情	E 案		改正理由
	事業所等	る情報提供 (追加) 情報収集及び従業員等の 順次帰宅			事業所等	報提供			
148	第1節	機関の措置 市町村	1(1) ~ 1(3)	(略)	第1節		1(1)~1(3)	` '	対策の整備
	避難の勧告・指示	県(知事又は知事の命 を受けた職員)	(追加) 3(1)~3(6) (追加)	(略)	出 避難の額 告・指え	示 県(知事又は知事の命 を受けた職員)	3(1)~3(6) 3(7) 広域一	・ 時滞在に係る協議等	
	第4節帰宅困難者対策	県、市町村 誰	·—/ ·—/	5帰宅 <u>困難</u> 者に対す 報提供	第4節帰宅困者対策		の広報等	- 場宅者に対する情	対策の整備
		事業所等 単葉所等 単葉 の勧告・指示	2 <u>情報収集》</u> 帰宅	及び従業員等の順次		事業所等 避難の勧告・指示		や交通情報等の収集 等の一斉帰宅の抑制	
149	1 市町村 (追加)	付における措置			_	が付における措置 第一時滞在に係る協議			対策の整備

頁	現行 (平成 24 年 6 月修正)	改正案	改正理由
		災害が発生し、被災した住民の、当該市町村の区域又は県域を越え	
		ての避難が必要となる場合は、その受入れについて、避難先市町村と	
		協議し、又は避難先都道府県との協議を県に要求する。	
	3 県(知事又は知事の命を受けた職員)における措置	3 県(知事又は知事の命を受けた職員)における措置	
150	(追加)	(7) 広域一時滞在に係る協議等	対策の整備
		<u>県は、県域を越える避難について、避難先である都道府県と協議を</u>	
		<u>行う。</u>	
		また、県は災害により市町村がその全部又は大部分の事務を行うこ	
		とができなくなった場合であって、避難の必要があると認める場合に	
		<u>は、市町村に代わって協議を行う。</u>	
	8 避難の措置と周知	8 避難の措置と周知	
151	(1)住民への周知徹底	(1)住民への周知徹底	対策の整理
	イ 伝達手段としては、防災行政無線(屋外拡声器、戸別受信機)	イ 伝達手段としては、防災行政無線(屋外拡声器、戸別受信機)	
	オフトーク通信、コミュニテイFM、ケーブルテレビ、携帯電話、	オフトーク通信、コミュニテイFM、ケーブルテレビ、携帯電話 <u>(緊</u>	
	広報車の巡回、警鐘、吹き流しあるいは自主防災組織・自治会・町	,	
	内会を通じた電話連絡や戸別伝達によるほか、テレビ・ラジオ放送	いは自主防災組織・自治会・町内会を通じた電話連絡や戸別伝達に	
	局に情報を提供し、協力を求める。	よるほか、テレビ・ラジオ放送局に情報を提供し、協力を求める。	
	第2節 避難所の開設	第2節 避難所の開設	
	4 避難所の運営	4 避難所の運営	
153	(追加)	(14) 市町村は、災害発生後、一定期間が経過し、避難所の被災者に対	対策の整備
		する理容及び美容の提供、被災者に対する入浴の提供、及び避難所	
		等で被災者が使用する自治体所有の毛布、シーツ等のクリーニング	
		の提供を必要とする場合は、「生活衛生同業組合との災害時における	
		被災者支援に関する協定」に基づき、県を通じ生活衛生同業組合へ、	
		これらの業務の提供を要請するなど避難所の公衆衛生の向上に努め	
		るものとする。	
		附属資料第 15「災害時における被災者支援に関する協定書(愛知	
		<u>県理容生活衛生同業組合、愛知県美容業生活衛生同業組合、愛知県ホ</u>	
		テル・旅館生活衛生同業組合、愛知県公衆浴場業生活衛生同業組合、	
1.74		愛知県クリーニング生活衛生同業組合)」	
154	第4節 帰宅困難者対策	第4節 帰宅困難者対策	
	1 県(防災局)及び市町村における措置	1 県(防災局)及び市町村における措置	.

頁	現行 (平成 24 年 6 月修正)	改正案	改正理由
	(追加)	(1) 県及び市町村は、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動を開始しない」旨の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、必要に応じて、滞在場所の確保等の支援を行うものとする。	対策の整備
	(1) 県及び市町村は、企業、放送事業者、防災関係機関等との <u>情報収集</u> により、徒歩帰宅 <u>困難</u> 者に対して支援ルートやコンビニエンスストアなどの支援ステーションの情報提供に努める。	(2) 県及び市町村は、企業、放送事業者、防災関係機関等との <u>連携</u> により、徒歩帰宅者に対して支援ルートやコンビニエンスストアなどの 支援ステーションの情報提供に努める。	表記の整理
	(2) 県及び市町村は、各種の手段により、徒歩帰宅に必要な装備等、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅経路の確認、事業所の責務等、必要な <u>啓発</u> に努める。 (3) (略)	(3)県及び市町村は、各種の手段により、徒歩帰宅に必要な装備等、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅経路の確認、事業所の責務等、必要な <u>広報</u> に努める。 (4)(略)	表記の整理
	2 事業所等における措置 事業所や学校などの組織があるところは、発災時には組織の責任に おいて、安否確認や交通情報等の収集を行い、災害の状況を十分に見 極めた上で、従業員、学生、顧客等 <u>の扱いを</u> 検討し、帰宅する者の安 全確保の観点に留意して、 <u>順次帰宅させる</u> ものとする。	2 事業所等における措置 事業所や学校などの組織があるところは、発災時には組織の責任において、安否確認や交通情報等の収集を行い、災害の状況を十分に見極めた上で、従業員、学生、顧客等 <u>への対応を</u> 検討し、帰宅する者の安全確保の観点に留意して、 <u>対策をとる</u> ものとする。	対策の整理
	3 支援体制の構築 帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、 <u>避</u> 難場所の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたるものである。 (略)	3 支援体制の構築 帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、 <u>滞</u> 在場所の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたるものである。 (略)	対策の整理
	第11章 水・食品・生活必需品等の供給	第11章 水・食品・生活必需品等の供給	
	第2節 食品の供給 4 炊き出しその他による食品の給与	第2節 食品の供給 4 炊き出しその他による食品の給与	
158	(3) 高齢者や乳幼児等に対しては、雑炊、おじや、粉ミルク等の食品を供給する。	(3) 高齢者や乳幼児等に対しては、雑炊、おじや、粉ミルク等の食品を供給する。 また、食物アレルギー等にも配慮し、食品を供給する。	対策の整理
	5 米穀の原料調達 (2)市町村は、米穀届出事業者等から米穀の原料(玄米)調達が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急米穀取扱要領」及び「 <u>災</u> 害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀の取扱要領」により調達を図る。	場合は、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急米穀取扱要領」及び「米	要領の修正・更新

頁	現行(平成24年6月修正)				改正案					改正理由
159	炊き出し	用として米穀 <u>(精米)</u> を確何	保する手順図		炊き出し	用とし		表記の整理		
	(図中)				(図中)					
	政府米(の受託事業体			政府米 <u>(玄米)</u> の受託事業体					
	第3節 生	生活必需物資の供給			第3節 生活必需物資の供給					
	2 県(防	i災局、農林水産部、産業労	が働部)における	措置	2 県(防災局、農林水産部、産業労働部)における措置					
		『料第15「災害時における応	急生活物資供給	等の協力に関する協	附属資料第15「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協					
		大手スーパー)」					くーパー)」			
160	(追加)				<u> </u>	資料第	<u>15「災害時における</u>	<u>仮設トイレ等∅</u>)賃貸借に関する協定	対策の整備
	第12章	環境汚染防止及び廃棄物処	l理対策		┃ ┃ 第12章	5 環境	汚染防止及び廃棄物処	理対策		
	基本					方針				
161		。 物質及び原子力災害につい [・]	ては、「風水害	・原子力等災害対策	(削除)					表記の整理
	計画編第3	3編第19章 放射性物質及び	原子力災害応急	 対策」で対応する。)						
	第13章	遺体の取扱い			第13章 遺体の取扱い					
	主な村	幾関の応急活動			主な機関の応急活動					
164		発災 3日	1週間	復旧対応期	機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期	対策の整理
	県	他市町村への応援指	示		県		他市町村への応援指	示		
		(追加)				_	県警と連携し、県医	師会に検案を	<u>依頼</u>	
	市	遺体の捜索・収容 ――			市	1	遺体の捜索・収容 ──	\rightarrow		
	町	医師への医学的検査	の依頼		町	(削除)			
	村	遺体の処理及び一	時保存		村		遺体の処理及び一	時保存		
		遺体	の埋火葬	\rightarrow		ļ ,	遺体	の埋火葬ー		
		他市町村又は県への応	援要求			1	也市町村又は県への応	援要求		
	主な機関の措置				 主な	₿機関 <i>0</i>	D措置			
	第2節 市町村 (略)				第2節 市町村 (略)				対策の整理	
	遺体の処理 県 2(1)、2(2)(略)			遺体の処理			(略)			
			(追加)					2(3) 検案の係	<u> </u>	
		県警察、第四管区	(略)				県警察、第四管区	(略)		
		海上保安本部					海上保安本部			

頁	現行 (平成 24 年 6 月修正)	改正案	改正理由
頁 165 166	第2節 遺体の処理 1 市町村における措置 (2)遺体の検視(見分)及び検案 警察官又は海上保安官の遺体の検視(見分)を得るとともに、医療 救護班等の医師に依頼して遺体(医師の診療中に死亡した者を除く) の検案(死亡の確認及び死因その他の医学的検査)を実施する。 2 県(防災局)における措置 (追加) 3 県警察及び第四管区海上保安本部における措置	第2節 遺体の処理 1 市町村における措置 (2)遺体の検視(見分)及び検案 警察官又は海上保安官の遺体の検視(見分)を得るとともに、医師による遺体(医師の診療中に死亡した者を除く)の検案(死亡の確認及び死因その他の医学的検査)を受ける。 2 県(防災局、健康福祉部)における措置 (3)検案の依頼 県警察と連携し、県医師会に検案の依頼を行う。 3 県警察及び第四管区海上保安本部における措置 (1)遺体発見現場で遺体の検視(見分)を実施する。検視(見分)を行	対策の整理実施主体の追加対策の整理
	ときは、他市町村に応援するよう指示する。 (追加) 第14章 交通施設の応急対策	ときは、他市町村に応援するよう指示する。	対策の整備
169	主な機関の措置 第3節 愛知県名古屋 愛知県名古屋 (略) 空港施設対策 飛行場 空港事務所 第3節 空港施設対策 (番知県名土屋郡行場)	主な機関の措置 第3節 愛知県名古屋 県(名古屋空港 (略) 空港施設対策 飛行場 事務所) 第3節 空港施設対策	表記の整理
172	(愛知県名古屋飛行場) 3 <u>愛知県名古屋空港事務所</u> における措置	(愛知県名古屋飛行場) 3 <u>県(名古屋空港事務所)</u> における措置	表記の整理

頁		現行(平成24年6月修正)			改正案		改正理由
	(1)施設の使用	停止及び応急工事		(1)施設の使用	停止及び応急工事		
	<u>愛知県</u> 名古	屋空港事務所は、滑走路、誘導路、	エプロン又は航空	名古屋空港	ロン又は航空保安施		
	保安施設が被	害を受け、航空機の離着陸の安全:	を阻害するおそれが	設が被害を受			
	生じたときは、直ちに使用を一時停止する措置をとるとともに、応			ときは、直ちに使用を一時停止する措置をとるとともに、応急工事			
	急工事を実施する。			を実施する。			
	4 自衛隊におけ			4 自衛隊におけ			表記の整理
		古屋空港事務所が施設の使用を一		<u></u>	<u>知県</u> 名古屋空港事務所が施設の使		
		<u>(乗組員)</u> に対し、必要な情報を	提供する等により航	****	、航空機(乗組員)に対し、必要を		
	空交通の安全確 	保及び混乱の回避に努める。		により航空交通 	の安全確保及び混乱の回避に努める	ర .	
	 第15章 ライフ	ライン施設の応急対策		 第 1 5 章 ライフ	ライン施設の応急対策		
	主な機関の措	置		主な機関の措	置		
175	第2節	東邦瓦斯株式会社、中部瓦斯株	(略)	第2節	東邦瓦斯株式会社、中部瓦斯株	(略)	一般社団法人化
	ガス施設対策	式会社、犬山瓦斯株式会社、津		ガス施設対策	式会社、犬山瓦斯株式会社、津		
		島瓦斯株式会社、 <u>社団法人愛知</u>			島瓦斯株式会社、 <u>一般社団法人</u>		
		<u>県エルピーガス協会</u>			<u>愛知県LPガス協会</u>		
		1.1 ~~		<u> </u>	1 .100		
1.77	第2節 ガス施設			第2節 ガス施設	カルウエロコンナ 1 /レ		
177	2 <u>社団法人愛知</u> (1)災害対策本部	<u>県エルピーガス協会</u> における措置		2 <u>一般社団法人愛知県LPガス協会</u> における措置 (1)災害対策本部の設置			一般社団法人化
	, ,	pの設員 の地震が発生した場合、速やかに	4.67.14 从 悉知 11 × 11 × 11 × 11 × 11 × 11 × 11 × 1	(「)の古が水平市の改置 震度5弱以上の地震が発生した場合、速やかに一般社団法人愛知県			
		りに災害対策本部を設置する。	工四/4/人及州示工//		」の地震が完全した場合、迷じかに 内に災害対策本部を設置する。	<u> </u>	
	<u>。 </u>			(略)			
	(4) 応援の要請			(4) 応援の要請			表記の整理
	被害の状況	により、特定の地域に被害が集中し	した場合は、本部長	, ,	により、特定の地域に被害が集中し	した場合は、本部長	
	の指示により	他の現地対策本部は相互支援体制	こ移行する。	の指示により	他の現地対策本部は相互支援体制に	こ移行する。	
	必要に応じ	、 <u>社団法人エルピーガス協会</u> に対	し、速やかに全国規	必要に応じ、一般社団法人全国 L P ガス協会に対し、速やかに全			
	模で救援隊派	遣を要請する。同時に、他地域か	らの応援要員がその	国規模で救援	域からの応援要員が		
	機能を十分発	揮できるよう受入体制を整備する。		その機能を十分発揮できるよう受入体制を整備する。			
	 第 1 6 章 住宅対	策		 第 1 6 章 住宅対	策		
	主な機関の応急			主な機関の応急	• • •		
•	1						ı

頁		現行(平成	24年6月修	正)			改	正案		改正理由
180	機関名	発災 3日	1 週間	復旧対応期	機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期	表記の整理
	町村	(略) 応援協力の要請 (追加)		入居意向調査の実施	町村	(略) 応援 <u>《住宅の応</u>	協力の要請 急修理 <u>》</u>		入居意向調査の実施	
185	1 県(桑 (2) 応援 <協定 (略)・	 住宅の応急修理 建設部)における措置 関協力の要請 経締結団体 > ・・全愛知建設労働組合、 知県建築技術研究会、・		(追加) 组合連合会、愛知建設労働	1 県(i (2) 応技 く協定 (略)・		ける措置		<u>応急修理の実施の補助</u> 動組合、愛知県建築組合連	表記の整理
192	第1節 1 県(<u>t</u> (1)義抗 各2	民生安定のための緊急措 義援金その他資金等によ <u>出納事務局</u> 、健康福祉部 援金の受付、配分	る支援)における措置 寄託される義	援金を受け付け、被害状況	第 1 章 第 1 節 1 県(<u>i</u> (1)義 各 <u>赤十</u>	義援金その 会 <u>計局</u> 、健康 援金の受付、 方面から被 字社愛知県 組織し、被割	災者に対して 支部等義援金	る支援 3ける措置 寄託される義 収集団体等で	援金を受け付け、 <u>県、日本</u> 構成する義援金配分委員 たて、市町村に寄託して配	組織内名称変更 表記の整理
194	(2)金融 ウ 火 (追加	財務局、日本銀行名古屋 融機関等に対する要請 災共済協同組合への措置			1 東海 (2)金 ウ 火 (ア)ま で 可 打	融機関等に対 く災共済協同 共済金等の支 共済契約証書 なな限り便宜	付する要請 組合への措置 払いに係る値 、届出印鑑等 活置を講ずる	更 <u>宜措置</u> 手を喪失したま	共済契約者等については、	対策の整理

頁	現行 (平成 24 年 6 月修正)	改正案	改正理由
	組合において、共済証書等を焼失又は流失した共済契約者につい	(削除)	
	ては、り災証明書の呈示その他実情に即した簡易な確認方法をもっ		
	て災害被災者の共済金の支払、共済約款に基づく貸付け等の利便を		
	<u>図る。</u>		
	共済金の支払い <u>等</u> については、できる限り迅速に行うよう配慮 <u>す</u>	共済金の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮 <u>し</u> 、	
	<u>るとともに</u> 、共済掛金の払込 <u>み</u> については、 <u>共済</u> 契約者のり災の状	共済掛金の払込については、契約者のり災の状況に応じて猶予期間	
	況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講ずる。	の延長を行う等適宜の措置を講ずる。	
195	(<u>イ) 業務</u> 停止等における対応に関する措置	(<u>ウ) 営業</u> 停止等における対応に関する措置	
	組合において、 <u>共済事業に関する業務</u> 停止等の措置を講じた場	<u>火災共済協同</u> 組合において、 <u>窓口営業</u> 停止等の措置を講じた場合、	
	合、 <u>業務</u> 停止等を行う店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を	<u>営業</u> 停止等を行う <u>営業</u> 店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を	
	用いて告示するとともに、その旨をインターネットのホームページ	用いて告示するとともに、その旨を <u>新聞や</u> インターネットのホーム	
	に掲載し、取引者に周知徹底する。	ページに掲載し、取引者に周知徹底する。	
	第3節 住宅等対策	第3節 住宅等対策	
196	3 住宅金融支援機構東海支店における措置	3 <u>独立行政法人</u> 住宅金融支援機構東海支店における措置	表記の整理
	(略)・・・ <u>そして、</u> 住宅金融支援機構融資に係る債務者について、貸	(略)・・・ <u>また、独立行政法人</u> 住宅金融支援機構融資に係る債務者に	
	付金の返済猶予等、被災者の便宜を考慮した措置を必要に応じて講ず	ついて、貸付金の返済猶予等、被災者の便宜を考慮した措置を必要に	
	వ 。	応じて講ずる。	
	附属資料第 15「 <u>災害発生時</u> における住宅復興に向けた協力に係	附属資料第 15「 <u>災害時</u> における住宅復興に向けた協力に係る基	誤訂正
	る基本協定書」	本協定書」	
	- 第5編 東海地震に関する事前対策	第 5 編 東海地震に関する事前対策	
	第3章 発災に備えた資機材、人員等の配備手配	第3章 発災に備えた資機材、人員等の配備手配	
	第1節 主要食糧、医薬品、住宅等の確保	第1節 主要食糧、医薬品、住宅等の確保	
	1 県(防災局、農林水産部、産業労働部、健康福祉部、建設部)にお	1 県(防災局、農林水産部、産業労働部、健康福祉部、建設部)にお	
	ける措置	ける措置	
214	(1)主要食糧の確保	(1)主要食糧の確保	組織内名称変更
	アー米穀	アー米穀	
	警戒宣言が発せられた場合、県は東海農政局(<u>食糧部</u>)と密接な	警戒宣言が発せられた場合、県は東海農政局(<u>生産部</u>)と密接な	
	連絡をとり、県内各地に対する米穀の確保を行うものとする。	連絡をとり、県内各地に対する米穀の確保を行うものとする。	
	(3) 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理の確保	(3) 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理の確保	対策の整理

頁	及公司以及司官	現行 (平成 24 년	 		改正	 案	改正理由
	県は、東海	地震注意情報が発表る	された段階から、発災後に備えて事	県は、東海	地震注意情報が発表る	された段階から、発災後に備えて事	
	前に応急仮設	は宅の建設及び被災	住宅の応急修理及び住宅相談のた	前に応急仮設	g住宅の建設及び被災	住宅の応急修理及び住宅相談のた	
	め、社団法人	プレハブ建築協会、社	±団法人日本ツーバイフォー建築協	め、社団法人	プレハブ建築協会、社	±団法人日本ツーバイフォー建築協	
	会東海支部、	一般社団法人全国木道	造建設事業協会、一般社団法人愛知	会東海支部、	一般社団法人全国木油	造建設事業協会、一般社団法人愛知	
	県建設業協会	:及び独立行政法人住	宅金融支援機構東海支店に対し、建	県建設業協会	<u> 始め災害時における</u>	被災住宅の応急修理に関する協定	
	設、修理、相	談等の協力要請を行っ	う。			人住宅金融支援機構東海支店に対	
					注理、相談等の協力要	· · · · · · ·	
			投災住宅の応急修理に関する協定書			被災住宅の応急修理に関する協定	
	•		重合・全愛知建設労働組合・愛知建			音連合・全愛知建設労働組合・愛知	
			県建築技術研究会・尾張設備安全防 の大学は2000年にある。 2010年末は2010年			・県建築技術研究会・尾張設備安全	
			名古屋設備業協会・愛知電業協会・			会・名古屋設備業協会・愛知電業協	
		工業組合・県空調衛領	土上事業協会)」		事業工業組合・県空語		
	(追加)				5 15 災害時にのける	6住宅復興に向けた協力に係る基本	
				<u>励足盲」</u>			
	第4章 発災に係	備えた 直前対策		 第4章 発災に係	描えた直前対策		
	主な機関の打			主な機関の措置			
222	第9節	社団法人愛知県工	(略)	第9節	一般社団法人愛知	(略)	一般社団法人化
	飲料水、電気、	<u>ルピーガス協会</u>	, ,	飲料水、電気、	<u>県LPガス協会</u>	, ,	
	ガス、通信及			ガス、通信及			
	び放送関係			び放送関係			
223	第12節	郵便事業株式会社	<u>1(1) 強化地域内</u>	第12節	(削除)	(削除)	郵便事業株式会社
	郵政事業対策		ア 業務の取扱い停止	郵政事業対策			を統合し、名称変
			イ 窓口取扱い事務の種類、取				更
			扱時間等を社屋前に掲示				
			ウ 屋外業務従事者の帰店				
			エ 一時的避難場所として使				
			用される場合、避難者の安				
			<u>全確保</u>				
			1(2) 強化地域外				
		郵便局株式会社	<u>平常窓口業務</u> 2(1) 強化地域内		日本郵便株式会社	(1) 強化地域内	
1		野伊同休式会社	<u>∠(□) 知16地場内</u>		口个型使休式会任	(1) 短孔小型线内	

頁	現行(平成 24 年 6 月修正)	改正案	改正理由
	ア 業務の取扱い停止	ア 業務の取扱い停止	
	イ 窓口取扱い事務の種類、取	イ 窓口取扱い事務の種類、取	
	扱時間等の局前等掲示	扱時間等の局前等掲示	
	ウ 屋外業務従事者の帰局	ウ 屋外業務従事者の帰局	
	エ 一時的避難場所として使	エ 一時的避難場所として使	
	用される場合、避難者の安	用される場合、避難者の安	
	全確保	全確保	
	<u>2</u> (2) 強化地域外	(2) 強化地域外	
	平常窓口業務	平常窓口業務	
	第5節、鉄道	第5節 鉄道	
	毎 5 即	50	
	7 列車の運行	4 石口屋鉄道株式会社にのける指置 ア 列車の運行	
232	(イ)情報の受領時期にもよるが、基本的には旅客ができるだけ早く帰	1	対等の敷理
232	(1) 情報の支援時期にもよるが、基本的には脈合ができるだけ主く帰宅できるように輸送力を増強する。	(1) 情報の支援時期にもよるが、基本的には旅客ができるだけ半く帰 宅できるように <u>状況に応じて</u> 輸送力を増強する。	対象の差理
	第9節 飲料水、電気、ガス、通信及び放送関係	第9節 飲料水、電気、ガス、通信及び放送関係	
238	5 社団法人愛知県エルピーガス協会における措置	第7日	 一般社団法人化
230	警戒宣言が発せられた場合、 <u>社団法人愛知県エルピーガス協会</u> は、	<u>一般性間な人を対策としめる</u> 警戒宣言が発せられた場合、 <u>一般社団法人愛知県LPガス協会</u> は、	MXTILLIAA
	ラジオ、テレビ等の報道機関を通じて、あらかじめ連絡してある広報		
	内容により、LPガスの具体的な安全措置に関する広報を依頼する。	内容により、LPガスの具体的な安全措置に関する広報を依頼する。	
	第11節 金融対策	第11節 金融対策	
	1 東海財務局及び日本銀行名古屋支店における措置	1 東海財務局及び日本銀行名古屋支店における措置	
241	(4)証券会社等への措置	(4)証券会社等への措置	対策の整理
	ア 強化地域内に営業所又は事務所を置く証券会社等の警戒宣言	ア強化地域内に営業所又は事務所を置く証券会社等の警戒宣言	7.13K 43 TE-12
	時の対応	時の対応	
	(ア)営業時間中に警戒宣言が発せられた場合、営業所等の窓口に		
	おける業務を停止すること。	務所の窓口における業務を停止すること。	
	(ウ)休日又は開店前・閉店後に警戒宣言が発せられた場合、発災		
	後の証券会社等の円滑な遂行を期すため、窓口業務の開始・再	発災後の証券会社等の円滑な遂行の確保を期すため、窓口業務	
	用は行わない。	の開始又は再開は行わない。	
	第12節 郵政事業対策	第12節 郵政事業対策	
	1 郵便事業株式会社における措置	日本郵便株式会社における措置	郵便事業株式会社

頁	現行 (平成 24 年 6 月修正)	改正案	改正理由
	(1)強化地域内の <u>支店</u> の措置	(1)強化地域内の <u>郵便局</u> の措置	を統合し、名称変
	ア 警戒宣言が発せられた場合は、その時点から <u>支店</u> における業務	ア 警戒宣言が発せられた場合は、その時点から <u>郵便局</u> における業	更
	の取扱いを停止するものとする。	務の取扱いを停止するものとする。	
	イ <u>警戒宣言が発せられた場合は、</u> 強化地域内に所在する <u>支店</u> にお	イ アにより業務を停止し、又は事務の一部を取り扱うときは、強	
	いて、窓口取扱いを行う事務の種類及び取扱時間並びにその他必	化地域内に所在する <u>郵便局</u> において、窓口取扱いを行う事務の種	
	要な事項を <u>社屋前</u> に掲示するものとする。	類及び取扱時間並びにその他必要な事項を <u>局前等</u> に掲示するもの	
		とする。	
242	ウ 警戒宣言が発せられた場合は、屋外で業務に従事している者は、	ウ 警戒宣言が発せられた場合は、屋外で業務に従事している者は、	
	原則として、速やかに <u>自店</u> に戻るものとする。	原則として、速やかに <u>郵便局</u> に戻るものとする。	
	エ 地方公共団体との防災に関する協定に基づき、 <u>支店</u> が一時的避	エ 警戒宣言が発せられて、地方公共団体との防災に関する協定に	
	難場所として使用される場合には、避難者の安全確保に万全を期	基づき、 <u>郵便局</u> が一時的避難場所として使用される場合には、避	
	するものとし、その際、高齢者、障害者等の災害時要援護者に十	難者の安全確保に万全を期するものとし、その際、高齢者、障害	
	分配慮するものとする。	者等の災害時要援護者に十分配慮するものとする。	
	(2)強化地域外の <u>支店</u> の措置	(2)強化地域外の <u>郵便局</u> の措置	
	(略)	(略)	
	2 郵便局株式会社における措置	(削除)	
	(1)強化地域内の郵便局の措置		
	ア 警戒宣言が発せられた場合は、その時点から郵便局における業務		
	<u>の取扱いを停止する。</u>		
	イ アにより業務を停止し、又は事務の一部を取り扱うときは、強化		
	地域内に所在する郵便局において、窓口取扱いを行う事務の種類及		
	び取扱時間並びにその他必要な事項を局前等に掲示するものとす		
	<u> </u>		
	ウ 警戒宣言が発せられた場合は、屋外で業務に従事している者は、		
	原則として速やかに郵便局に戻るものとする。		
	工警戒宣言が発せられて、地方公共団体との防災に関する協定に基		
	づき、郵便局が一時的避難場所として使用される場合には、避難者		
	の安全確保に万全を期するものとし、その際、高齢者、障害者等の		
	災害時要援護者に十分配意する。		
	(2)強化地域外の郵便局株式会社の措置		
	<u>原則として、平常どおり窓口業務を行う。</u>		